

改正

平成19年3月5日訓令第14号

郡上市の視察研修受入に関する要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、視察研修を希望する者（以下「視察者」という。）から郡上市への視察研修依頼があった場合の受入手続及び対応の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務の分担)

第2条 視察研修の受付に関する事務は、市長公室秘書広報課（以下「担当課」という。）において行う。

2 視察研修の対応は、当該視察研修の目的事項を所管する部課等（以下「所管課」という。）において行う。

(受付事務)

第3条 担当課は、視察研修の申込みを受けたときは、次に掲げる事項を確認の上、所管課と受入可否について協議し、その結果を視察者に連絡する。

- (1) 視察研修日時
- (2) 視察研修内容
- (3) 視察者名簿
- (4) 視察者の連絡先
- (5) その他必要事項

2 担当課は、受入可とした視察者に対し、視察研修費を含む視察研修の対応に係る必要な事項を通知するとともに、市内の宿泊施設、食事会場等のあっせんを行う。

3 担当課は、視察研修依頼書を受理した後、所管課に視察研修に係る事務の引継ぎを行う。

(研修対応)

第4条 所管課は、円滑な視察研修を行うため、必要な事項について視察者と事前に調整を図る。

(視察研修費の実費負担)

第5条 市は、資料及び会場使用等に係る経費として、視察者1人当たり500円を徴収する。ただし、視察研修の過程において有料施設入館料、外部講師委託料等が発生した場合は、当該実費について別途徴収するものとする。

2 実費負担の庶務は、所管課が処理する。

(免除)

第6条 次に掲げる団体が視察者の場合は、担当課長及び所管課長の合議により、前条ただし書の実費を除く視察研修費を免除することができるものとする。

- (1) 指導機関（国又は県の機関、国又は県の公選職等）
- (2) 県内の他市町村
- (3) 郡上市が過去に視察研修を行った実績がある市町村
- (4) 特別な友好団体
- (5) その他免除が適当と認められる団体

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月5日訓令第14号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。